

株式分割に関する基準日設定公告

平成 27 年 3 月 16 日

株主各位

福島県郡山市方八町一丁目 1 番 39 号
株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス
代表執行役社長 谷 口 久 徳

当社は、平成 27 年 3 月 16 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 31 日付をもって当会社 B 種類株式（普通株式）1 株を 230 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 27 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 27 年 3 月 31 日付をもって当会社定款第 6 条の発行可能株式総数及び同第 7 条第 1 項②の B 種類株式（普通株式）の発行可能種類株式総数を、それぞれ現行の 2000 万株から 20 億株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

公告中断についての追加公告

平成 27 年 3 月 22 日 12 時 08 分から 16 時 05 分までの間、ネットワーク機器の故障により、公告を中断いたしました。